

明治太政官文書研究からみた「宸翰御沙汰書」

箱 石 大

はじめに

明治二年（一八六九）二月、文政行政機関としての学校は、維新政府の中枢機関である行政官の弁事宛に、六国史以降中断していた修史事業の再開を建議した。⁽¹⁾ 同月二十日、行政官弁事は建議採用決定の旨を学校に通達し、学校の下で修史事業が開始されることになった。三月二十日には、旧幕府の和学所（和学講談所）に史料編輯国史校正局が開設され、四月四日、明治天皇は、三条実美を「史局」の総裁に任じた。当時の三条は、行政官の輔相という最上位の職にあった。このとき三条に下された文書が、明治天皇の「宸翰御沙汰書」（以下、本稿では行論の都合上、仮に史局総裁任命勅書と表記しておく）と言われるものである。

史局総裁任命勅書は、東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所とする）の歴史にとって重要な史料とされてきたものであり、⁽³⁾ 原本は史料編纂所の所蔵である。史料編纂所では、明治二年四月四日（太陽暦五月十五日）を創立年月日とし、昭和四十四年（一九六九）五月十五日、創立百年記念式を行なった。当日は所員の太田晶二郎教授による記念講演があり、その冒頭では史局総裁任命勅書も取り上げられ、解説がなされている。⁽⁴⁾ 現在でも、『東京大学史料編纂所要覧』所載の「沿革」⁽⁵⁾ では、「史料編纂所の歴史は江戸時代にまで遡ります。一七九三年（寛政五年）、

国学者塙保己一は幕府の援助をうけて和学講談所を開設しました。明治政府の修史事業はこの事業を引き継ぐかたちで始められ、一八六九年（明治二年）三月、和学講談所跡（現千代田区六番町）に史料編輯国史校正局が開設されました。翌四月、明治天皇は三条実美に宸筆の勅書を下し、同局の総裁に任じています」と説明しており、ここでは「宸筆の勅書」と表記している。ただし、同じ要覧に史局総裁任命勅書の写真が掲載されているが、その写真に付されたキャプションには、「輔相三条実美に修史事業の総裁を命じた明治二年四月四日の明治天皇宸翰」とあり、表記は一定していない。なお、史料編纂所のホームページ上に掲載されている「沿革」の文章も、要覧から転載されたものである。

さて、史局総裁任命勅書は、これまで史料編纂所の沿革を説明するための史料、あるいは近代日本史学史研究のための史料として利用・検討されることはあっても、⁽⁶⁾ 明治太政官文書の一つとして文書論的に研究されては来なかった。そこで本稿では、明治太政官文書研究の立場から史局総裁任命勅書を取り上げ、改めて考察を加えたい。ただし、文言の詳細な分析や作成過程の解明にはあまり踏み込まず、文書の様式、文体、料紙の形態などの外形的な特徴に焦点を絞り検討することを予めお断りしておく。

一 東京大学史料編纂所所蔵「明治天皇宸翰御沙汰書」

(1) 書誌情報

現在、史局総裁任命勅書の史料編纂所における図書登録名は「明治天皇宸翰御沙汰書」、請求記号はS〇四七一・四、史料種別は「貴重書（原本・古写本類）」、法量は縦三二・五cm、横四六・三cmである（末尾の図版参照）。また、史局総裁任命勅書はレプリカも作製され、各種の展示に供されてきた。

史料編纂所のホームページから公開している所蔵史料目録データベースでは、書名が「明治天皇宸翰御沙汰書 明治二年四月四日」と表示され、マイクロフィルムからデジタル化した画像を見ることが出来る。史局総裁任命勅書の翻刻文は、以下の通りである（翻刻文を表記するにあたって、通常の改行は／で、折紙の反転は』で示したが、平出は実際に改行した）。

修史ハ万世不朽ノ大典、

祖宗ノ盛挙ナルニ、／三代実録以後／絶テ続ナキハ、豈大／闕典ニ非スヤ、今ヤ／鎌倉已降武門／専権ノ弊ヲ革／除シ、政務ヲ振興セ／リ、故二史局ヲ開キ、

祖宗ノ芳躅ヲ継キ、／大ニ文教ヲ天下ニ』施サント欲シ、総裁ノ／職ニ任ス、須ク速ニ君／臣名分ノ誼ヲ正シ、／華夷内外ノ弁ヲ／明ニシ、以テ天下ノ綱／常ヲ扶植セヨ、

これは天皇の言葉すなわち勅語を、漢字・片仮名交じりの漢文訓読体で文章化した形式であり、主語として天皇を示す一人称代名詞（「朕」）は明記されていないが、明治天皇が三条に対して下す勅語をそのまま書き写した形式になっている。若干注釈を加えて言葉を補いながら、現代語訳的な文章として示せば、「修史は万世不朽の大典であり、

歴代天皇の盛挙であるのに、（六国史の）『日本三代実録』以後は断絶し継続されていないのは、大いなる闕典ではないのか。今や鎌倉幕府以降の武家専権の弊害を除き改め、（朝廷の）政務を振興させた。故に史局を開設し、歴代天皇の偉業を継承して、大いに文教を天下に施したいと思ひ、（汝を）総裁の職に任ずる。須らく速やかに君臣名分の情誼を正し、華夷・内外の別を明らかにし、以って天下の綱常を扶植せよ」となるであろうか。

史局総裁任命勅書については、近代日本史学史に関する研究文献の多くが、必ずと言ってよいほど論及しているが、所蔵史料目録データベースでも史局総裁任命勅書の解題を見ることができ、そこでは次のような解説がなされている。

維新政府は、明治二年三月二〇日、修史事業を興すため、九段坂上の旧和学講談所に「史料編輯国史校正局」を設けた。これが史料編纂所の起源である。本書は、同年四月四日に明治天皇が三条実美を修史事業総裁の職に任じた御沙汰書。三条家に伝来したが、同家より東京大学史料編纂所に寄贈された。文字が上下両方向から書かれているように見えるのは、もともと料紙を横折にし、折目を下にして右端から書き始め、左奥に達したところで横折のまま料紙を翻し、さらに文字を書き続けたことによるもので、このような書き方をされた料紙を折紙と呼ぶ。文字は数え一八歳の天皇の自筆である。三条実美は当時行政官の最高官である輔相の地位にあった。行政官の最高官を修史事業総裁の職に任じたのは、親王・大臣に事業を総裁させた『六国史』の例にならったものである。三条実美は間もなく右大臣を経て太政大臣に達するが、明治一八年の太政官制から内閣制への移行に伴い翌年一月に修史館が廃止されるまで、総裁の職を兼ねた（ただし明治一〇〜一二年の間は伊地知正治がこの職

にあった)。(参考)『東京大学史料編纂所史料集』第一章二二号。

(註・引用に際してアラビア数字を漢数字に変換した)

この文章は、東京国立博物館・東京大学史料編纂所編『史料編纂所史料集発刊一〇〇周年記念 時を超えて語るもの 史料と美術の名宝』¹⁰⁾から転載されたものである。なお、同書には史局総裁任命勅書のカラー写真も掲載されている。

(2) 原本の調査結果概要

史局総裁任命勅書は、そもそも明治天皇から三条実美に下されたもので、原本は三条旧公爵家の所蔵であったが、昭和二十五年(一九五〇)七月十日、三条家から史料編纂所に寄贈された。同日付で三条実春から史料編纂所長龍爾に宛てた「寄進状」も、史局総裁任命勅書と併せて史料編纂所に所蔵されている。

今回、史料編纂所史料保存技術室の高島晶彦氏とともに、史局総裁任命勅書の原本を熟覧した結果、次のような知見を得ることができたので紹介しておく。

まず、史局総裁任命勅書の原本が納められていた額の裏に、「昭和二十五年七月十日 三条家寄託本返却の際同家より寄贈」と書かれた紙片が貼付されていることを確認した。これによれば、史料編纂所が三条家からの寄託本を返却した際に、史局総裁任命勅書を同家から寄贈されたということである。

次に、史局総裁任命勅書の料紙は、上質の奉書紙と思われる、ほぼ共紙の包紙が付属している。本紙は、解題でも述べられているように折紙の形式であり、元来は四つ折にして包紙に収納されていたと考えられる折り跡が残されている。

画像で見ても分かるように、史局総裁任命勅書は、文字の一部が料紙の端からはみ出すほどの勢いで書かれており、一見すると後年裁断され

ているのではないかと思わせるのであるが、料紙の端を熟覧したところ、恐らく料紙の周囲は裁断されていないだろうということである。そうだとすれば、料紙の端ぎりぎりのところまで筆を走らせるのが、当時数え年で十八歳になる明治天皇の書き癖であったのかもしれないし、傍らに案文を置き、それを手本として文字だけでなく字配りもその通りに清書したため、とくに字配りが非常に窮屈なものとなってしまうたのかもしれない。この点に関しては、同時代の明治天皇自筆文書とのさらなる比較検討が必要となる。

なお、史局総裁任命勅書には、「三条之印」という印文の方形朱印が蔵書印として押されている。史料編纂所には、昭和三年(一九二八)に登録された史局総裁任命勅書の台紙付写真も所蔵されている。これによれば、料紙の大きさは現状とほぼ同じと思われる、当時からすでに三条家の朱印が押されていたことを確認することができる。しかし、史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本」明治二年四月四日条に貼付された史局総裁任命勅書の写真を見ると、「三条之印」の印影は確認できない。今のところ時期は特定できないが、維新史料編纂会が史局総裁任命勅書を探訪した時点では、まだ三条家の朱印は押されていなかったことが分かる。この「大日本維新史料稿本」では、史局総裁任命勅書の名称を「詔勅」としている。

二 維新时期明治太政官文書としての「詔勅」

(一) 文書の名称

史局総裁任命勅書に付与された「明治天皇宸翰御沙汰書」という名称は、前述の如く史料編纂所における現在の図書登録名である。しかし、史料編纂所が以前からこの名称を公式なものとしてきた訳ではない。

史料編纂所の歴史に関する基本史料とされている史料編纂所所蔵「史

料編纂始末」(史料編纂掛六十年史)⁽¹³⁾ という編纂物の網文では、史局総裁任命勅書の名称を「勅書」としている。ところが、史料編纂所の東京大学百年史部局史編集委員会によって共同執筆された『東京大学百年史』の部局史では「勅書」とし、括弧書きで「宸筆御沙汰書」と註記されている。こうしてみると、史料編纂所では、従来、「勅書」と「宸筆御沙汰書」の両方の文書名を使用していたことが分かる。この「宸翰御沙汰書」ではなく「宸筆御沙汰書」という名称は、後述する帝国学士院編『宸翰英華』⁽¹⁴⁾ が付与した文書名を踏襲したのではないかと思われる。同書には、図版第四七七号として史局総裁任命勅書の写真も掲載されている。史局総裁任命勅書の旧蔵者である三条家が付した名称は、「寄進状」によると「明治天皇御宸翰」であり、元史料編纂所長の宮地正人も「宸翰」の名称を使用している⁽¹⁵⁾。宸筆(宸翰)であることのみを示し、敢えて文書様式に基づく名称を付していない。これも一つの見識であろう。

さて、それでは史局総裁任命勅書を発給した政府自身は、どのような文書名で呼んでいたのだろうか。この問題に関しては、内閣記録局編『法規分類大全第一編 政体門三 詔勅式』の冒頭に掲載された解説⁽¹⁶⁾が参考になる。ここでは、まず「詔勅ノ総説」として、「案スルニ、維新ノ後論言通シテ詔勅ト称ス、勅ニ勅書、勅旨、勅諭等時ニ因テ名ヲ異ニスルアリト雖モ、其実ハ則一ナリ、御沙汰書モ亦論旨ヲ宣ルノ一体トス」と述べ、天皇の意思を表明する文書を「詔勅」と総称した。そして、「詔」については、「詔勅ノ式異ナシト雖モ、広ク大事ヲ宣布スル者概ネ詔ヲ以テシテ、勅ヲ以テスルコトナシ小事ニ詔ヲ用ヒシハ之アリ、元年九月改元ノ詔、五年十一月改暦ノ詔、三年正月大教宣布、十一月律書頒布、六年七月地租改正ノ詔ノ如キ是ナリ、太政官ノ布告ヲ副フル者アリ、或ハ副ナル者アリ、概ネ御璽奉勅ノ式無シ」と、「勅」については、「勅書ノ名ハ

二年正月政始式ヲ小御所ニ行ナハセ百官將士ヲ奨励シ玉ヒシヲ以テ始トス、此時輔相勅書ヲ宣読シ、後ニ勅書ヲ以テ四等・五等諸官ニ伝フ、其後、徵召^{二年二月毛利}、發遣(以下、割註省略)、賞賜、褒貶、慰問、奨励、臨時職ヲ命シ、事ヲ命シ若クハ委任シ及ヒ式場ニ幸シ旨ヲ賜フノ類、概ネ勅ト称ス」と、「御沙汰書」については、「凡ソ太政官若クハ大臣ノ聖意ヲ伝達スル者之ヲ御沙汰書ト称ス、褒賞、黜罰、贈賜、弔祭、慰諭、奨励等一切此体ヲ用フ、中興ノ初、復古、征討ノ二大号令ト称スル者亦此体ノ一ナリ、詔勅・布告ノ外ニ在リテ其用最広シ、直チニ其事ヲ叙スルアリ、或ハ詔勅・官記・位記等ニ副フルアリ、皆大臣奉勅ノ例無シ」と述べ、とくに「御沙汰書」については、太政官あるいは大臣が天皇の意思を伝達する文書と定義し、厳密には「詔勅」や「布告」の外にあるものとした。明治太政官文書としての「詔勅」類を以上のように定義した『法規分類大全』に史局総裁任命勅書は収録されていないため、史局総裁任命勅書がその定義・分類のどれに該当するのかわからないが、明治天皇の勅語が天皇の自筆で書かれた文書である点、毛利敬親のように個人宛のものが「勅」とされている点などから考えると、三条宛の史局総裁任命勅書は「御沙汰書」ではなく「勅」(勅書)に分類されるのではないかと思われる。ただし、注意しなければならないのは、こうした文書の定義・分類が、果たして新政府の発足当初から体系立てて定められていたのかという疑問である。政府自身の編纂物であるといえ、後年における明治政府の記録部局が纏めた研究・編纂の成果である『法規分類大全』の定義・分類を、実際の文書に無理に当て嵌めようとする、却って誤った解釈を導き出す恐れもある。

それでは、史局総裁任命勅書と同時期の公文書に対して、政府自身がどのような名称を付与していたのかという点を確認しておきたい。この問題を考える上で有益な史料に、政府が刊行した『太政官日誌』以下の

官版日誌がある。⁽¹⁷⁾ 同時代に刊行された『太政官日誌』によれば、「御沙汰書」の様式は、次のようなものであった。史局総裁任命勅書と比較するため、同じ発給日である明治二年四月四日の「御沙汰書」を『太政官日誌』から引用する。⁽¹⁸⁾

御沙汰書写

(忠礼、高島藩主)
諏訪伊勢守

其方へ御預被 仰付置候末家諏訪左源太儀、御不審之廉相解候二付、右御預被免候事、

○ 東京府

今般 御駐輦二就而ハ、府下取締向別而嚴重／行届候様可致旨 御沙汰候事、

これを見ると、当時の「御沙汰書」は、宛所が冒頭(袖)の下部に記され、古文書学の用語で言うところの書き止め文言(明治政府の法令用語では「結文」)が、必ずしも「旨 御沙汰候事」というものだけであるとは限らないことも分かるが、史局総裁任命勅書の様式は、同時代的には明らかに「御沙汰書」とはみなし難いことが確認できよう。史局総裁任命勅書が天皇の自筆すなわち「宸筆」・「宸翰」であることは間違いないが、その様式は同時代的にも「御沙汰書」とは別のものであり、『法規分類大全』が定義・分類するところの「勅」(勅書)とすべきではないかと考える。

なお、『太政官日誌』に限定すれば、慶応四〇明治元年中に「勅書」という名称を付与された文書の掲載はなく、「勅書」は翌明治二年から登場するのであるが、史局総裁任命勅書については、少なくとも『太政官日誌』に掲載して公表されることはなかった。したがって、同時代的に史局総裁任命勅書の存在を知り得たのは、一部の政府関係者に限られていたのではなからうか。

以上のように、同時期の文書や『法規分類大全』の定義・分類と比較検討した結果、史局総裁任命勅書の名称は「明治天皇宸筆勅書」とすることが妥当であるように思われる。それでは、なぜ史局総裁任命勅書を、「勅書」ではなく「御沙汰書」と称する見解が出てきたのであろうか。恐らくこれは「宸翰英華」を編纂する中で出された見解なのではないかと考えている。「宸翰英華」は、財団法人紀元二千六百年奉祝会の出資で、帝国学士院が昭和十六年(一九四一)二月より編纂を開始し、奥付は昭和十九年(一九四四)の発行だが、実際は昭和二十四・二十五年(一九四九・一九五〇)に刊行された。本篇第一冊・第二冊と図版乾・坤の全二冊・二帙という構成である。「宸翰英華」の編纂委員には史料編纂所の関係者も多数含まれていた。常務委員の辻善之助(帝国学士院会員、元史料編纂所長)、委員の岩橋小弥太(史料編纂官)・相田二郎(同前)、嘱託の勝野隆信(史料編纂官補)・玉村竹二(同前)・太田晶二郎(史料編纂業務嘱託)・白井信義(同前)・田中慶二郎(史料編纂書記)・足立庄之助(同前)である。⁽²⁰⁾

前述の如く史局総裁任命勅書の翻刻文と写真が、『宸翰英華』の本篇第二冊と図版坤に収録されており、そこで付与されている名称は、明治天皇「宸筆御沙汰書」であった。「宸筆」と「宸翰」はほぼ同義の語として使用されているので、「宸翰御沙汰書」と言い換えることもできる。いずれにしても、明治天皇宸筆の「御沙汰書」であると認定したのである。史料編纂所の図書登録名は、この『宸翰英華』が付与した文書名に倣い、「勅書」ではなく「御沙汰書」としたのではないかと思われる。ちなみに、史料編纂所長を務めた坂本太郎も史局総裁任命勅書を「宸翰御沙汰書」と呼んでいた。⁽²¹⁾

こうした「宸翰英華」による「宸筆御沙汰書」という文書名の付け方は、古代から近代まで通時的に存在する天皇自筆の文書に対して、体系

的な名称を付与する一つの学問的手法であると理解することもできるだろう。「宸翰英華」を見る限り、近世の「宸筆勅書」は、僧侶に対して諡号を勅賜する際の文書様式であり、明治期の「勅書」とは全く別のものであった。したがって、『宸翰英華』の編纂者たちは、維新政府が「勅書」という名称を付与した文書を、本来の「勅書」とは認定せず、近世の「御沙汰書」系統の文書様式と判断したのではないかと思われる。このように、歴史学の分野では、史局総裁任命勅書のような様式の文書には「宸筆御沙汰書」という名称が付与されたが、一方で『法規分類大全』に見られるように、政府の記録部局では「勅書」と認識されている。同時代的な政府の認識としても、後年の政府記録部局の認識としても、史局総裁任命勅書のような様式の文書は「勅書」であったが、古代・中世・近世・近代を見通した歴史学者の立場からすると、これは歴史的に見て本来の「勅書」とはみなされず、近世とりわけ幕末期以降発達してきた「御沙汰書」系統の文書に位置付けなければ、天皇文書を通時的に矛盾なく理解することはできないと判断したのではなかろうか。

(2) 文書の作成過程

史料編纂所には、元史料編纂官森克己所蔵文書の台紙付写真があり、これが史局総裁任命勅書の案文であると考えられている。写真を見る限り、この文書には修正が二箇所あり、それ以外は、実際に三条に下されたものと全く同じ文章である。修正箇所の一つ目は「修史者万世不朽ノ大典」の「者」を抹消しているところ、二つ目は「大ニ文教ヲ天下ニ施サント欲シ、三条実美ヲ以テ総裁ノ職ニ任ス」の「三条実美」を抹消しているところである。写真では「ヲ以」の部分に抹消されていないように見えるが、文意からすると、この部分も抹消したものと判断される。「者」の抹消は片仮名の「ハ」に文字を変換する意図からである。一

方、「三条実美」の抹消は、修正前の文章だと三条以外の第三者も見ることが想定した文章となっているところを、三条個人に宛てる文書として相応しい文章に変えるための修正と考えられる。

史料編纂所員の太田晶二郎は、「此の御沙汰書の案といふ珍しいものを、元史料編纂官森克己氏が蔵してをられる」とこの案文を紹介し、「案は、末尾に印文「種樹」の圓印が捺してあつて、秋月種樹の草したものである」と述べ、これを秋月種樹が起草した案文とする見解を提示した。その根拠は、印文「種樹」の丸印が案文の末尾に押されていることであった。太田と同じく、末尾に秋月の印が押された案文の存在を根拠として、秋月を史局総裁任命勅書の起草者あるいは草案の修正者とする考え方は、案文原本の所蔵者である森克己、小沢栄一、フランシス・エライユ、篠田孝一、坂口太郎らによる史学史的研究でも共有・継承されてきた。

しかしながら、案文の末尾に押された秋月の印を、秋月が案文の起草者や修正者であることを示すものとする考え方に對しては、最近の明治太政官文書研究の成果を踏まえると、慎重な立場を取らざるを得ないのである。

秋月の印は、写真が白黒であるため分かりにくいだが、朱印であると思われる。この丸朱印は、当初、慶応四年閏四月二十一日に発足した政体書官制の議政官（議定・参与）や行政官の弁事らが承認・署名の意味で押捺し始めたものであり、恐らく官給品であったと推測される。印文は、ほぼ同じ楷書体で画一的に作製されたもののように思われ、公卿・諸侯の場合は諱の二字、藩士等が任命された徴士の場合は姓の二字であった（ただし、大久保利通のように二字以上の姓の場合は「大久」と二字にされている）。秋月の場合、印文は諱の「種樹」であるが、これは彼の身分が高鍋藩世子であったからである。この丸朱印の同時代的な名

称は未だ判明していないが、海の見える杜美術館所蔵の国指定重要文化財「岩倉具視関係史料」⁽³²⁾の文書群が卷子に仕立てられた際の追記に見られる「署印」という名称を、現時点での研究においては仮に使用している。「署印」の用途についても調査・研究の途上であり、承認や署名など様々な事例が確認されつつある段階である。こうした事例は、押印者が直ちに起草者であるとは限らないことを示唆しており、秋月の「署印」のみを根拠に、案文の起草者あるいは修正者を秋月と即断することには躊躇を覚える。

ここで、史局総裁任命勅書の成立前後における秋月の履歴を確認しておこう。政体書官制以降は、弁事、侍読（慶応四年六月十五日～明治三年七月十三日）、議政官下局議長、議事体裁取調、学校取調を命じられている。⁽³³⁾明治二年四月四日の時点では、学校判事（判学事）と公議所議長を兼務しており、同月十八日には、学校副知事（副知学事）に昇任した。そもそも六国史以来の修史事業再開を行政官弁事宛に建議したのが学校であるから、秋月は史局総裁任命勅書の作成に関与できる職にあったことと、また侍読として明治天皇に近い立場にもあったことが分かる。したがって、案文の起草から史局総裁任命勅書が完成するまでに、秋月が何らかの形で関与していたことは確かであるが、具体的にどのようなことに関わっていたのかという点については、今後さらなる調査・研究が求められよう。少なくとも現時点では、秋月を起草者あるいは修正者と断定し、それを前提として論を進めることには慎重であるべきだろう。

なお、この案文は、もともと金井之恭の子孫の家に伝わっていたのだが、それを国文学者の高野辰之が購入し、その後、森克己に譲渡されたものであるという。⁽³⁴⁾高野は、唱歌の作詞家としても知られているが、維新史料編纂事務局の囑託となり、『維新史』の原稿の文章を補訂した人物でもある。⁽³⁵⁾旧蔵者の金井は、明治二年四月四日時点で公議所書記の職

にあったから、公議所議長の秋月とは接点があったことになる。⁽³⁶⁾

ところで、史料編纂所所蔵の「松岡時敏関係文書」にも、「三条輔相へ修史の詔勅（草案）」という史料名が付けられた、史局総裁任命勅書の草稿と考えられるものがある。⁽³⁷⁾松岡時敏（通称・七助、号・毅軒）は、土佐藩の儒学者であり、維新时期以降、政府の官員となった人物である。史局総裁任命勅書作成前後の時期における松岡の履歴は、次のようなものであった。⁽³⁸⁾

明治元年十一月二日 御雇を以て学校取調御用掛

同月十八日 昌平学校掛

十二月十日 当分昌平学校頭取之心得

同月二十三日 学校権判事

明治二年四月二十日 学校判事・従五位下

七月十八日 大学大丞

松岡は、当初から学校関係の役職を歴任していたため、「松岡時敏関係文書」には学校や史料編輯国史校正局に関する文書も含まれている。

この時期の学校は、山内豊信（容堂）が、議政官議定から学校取調兼勤を経て、長官である学校知事（知学事）を兼任しており、⁽³⁹⁾学校判事（判学事）が秋月種樹、学校権判事が松岡であった。大久保利謙は、土佐藩の儒臣で制度立案に長じていた松岡を兼ねてよりブレンとしていた山内豊信が、松岡を学校に召致したのだと推測している。⁽⁴⁰⁾松岡も山内・秋月の下で、史局総裁任命勅書の作成に関与できる立場にあったことが分かる（史局総裁任命勅書の下賜直後、秋月は学校副知事、松岡は学校判事に昇任）。そもそも、修史再開を建議した二月付の弁事宛学校伺書自体が、松岡の「取調」によるものとも言われている。⁽⁴¹⁾

次に、「松岡時敏関係文書」にある史局総裁任命勅書の草稿を見てみよう。

者、万世不易
修史国家之大典、祖宗之

也、然
盛筵、三代実録而後絶而

莫之
無統豈非闕典乎、今也

革除鎌倉已降武門專

權之弊、振興政務、方將

思、統祖宗芳躅以大敷（欠損、文カ）

教於天下。須速定君臣名（欠損、分カ）

之誼、弁国体内外之弁、

以扶植天下綱常、

恐らくこれは、松岡の起草になるものではないかと思われる。「華夷内外ノ弁」が「国体内外之弁」となっているほか、若干の字句の異同はあるものの、実際に下された史局総裁任命勅書と趣旨はほぼ同一であり、秋月の「署印」がある案文よりも前の段階の草案と判断される。また、最終的に史局総裁任命勅書の文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体となっているが、この段階では漢文体である。この草稿を根拠とすれば、史局総裁任命勅書の初期段階における起草者は、学校の職にある松岡及びその周辺の人物と推測することが可能であろう。もしそうだとすれば、学校知事（知学事）山内と松岡という土佐（高知）藩関係者が立案過程を主導していた可能性も考慮する必要があるかもしれない。

三 維新期の明治天皇宸筆勅書

(1) 宸筆ではない「宸翰」・勅書

明治太政官文書としての史局総裁任命勅書をさらに検討するため、同時期における宸翰や勅書との比較を試みたい。

まず、慶応四年三月十四日、五箇条の「御誓文」とともに出された「御宸翰」がよく知られているが、諸藩などに交付されたものは宸筆ではなく、振り仮名を付して大量に木版摺りされた「御宸翰」である。

慶応四〇明治元年中は、『太政官日誌』に掲載された勅書はなく、明治二年以降、勅書が掲出されるようになり、正月に一通（輔相以下の官員宛）、六月に一通（鍋島直正宛）、九月に二通、十月に三通が掲載されている（九・十月の勅書は外国の元首・外交官宛のもの）⁽⁴⁵⁾。明治二年正月の政始に際して輔相・議定・知官事・参与以下の官員たちに示された勅書は、『法規分類大全』が最初の勅書としているものである⁽⁴⁶⁾。この勅書は、天皇の前で輔相の三条が読み上げ一同に伝達したものであるが、宸筆であったか否かは未詳である。さらに、四等官・五等官らには、天皇の退出後、勅書の写しの拝見が三条から命じられている。

一方、史局総裁任命勅書のように個人宛ではあるが宸筆ではない勅書で、『太政官日誌』に掲載された最初のもは、明治二年六月四日付の鍋島直正宛の勅書である。本文は宸筆ではないが、日付の「明治二年己巳六月四日」のうち「四」の字のみが宸筆（御画日）である⁽⁴⁸⁾。なお、宸筆ではない個人宛の勅書には、年月日に重ねて印文「天皇御璽」の方形朱印が押されている。

(2) 維新期の宸筆勅書

慶応三年（一八六七）十二月九日の王政復古政変によって、総裁に任じられた有栖川宮熾仁親王、議定に任じられた山階宮晃親王と純仁親王（のちの仁和寺宮嘉彰親王）ら宮（皇族）に対して出された辞令は、「総裁」と「議定」の二字を宸筆で記した「宸翰」であったことが知られている⁽⁵⁰⁾。熾仁親王宛の辞令の写真を見ると、確かに「総裁」の二字が宸筆

文体は候文。『復古記』に収載。同書の網文では「手詔」と表記され、宸筆であることを示唆している⁽⁵⁷⁾。ただし、原文書あるいは写真画像を見えていないので、これが宸筆かどうかはなお検討を要する。

これに関しては、『嵯峨実愛日記』六月二日条に、次のような記述がある。

一、長門宰相参 内、予出会、加扶持、於小御所 御対面、賜天盃了 入御、其後、於御学問所再 御対面、有 勅語、年来勤王被賞之尚御依頼之旨被 仰下、賜御包物御昏人・タハコ、御等也、退下、一、同卿当職可被 仰付之処、所劳押而上京故、先御猶予、大事有之時者可被 召出問可有参上、且議定候所へ参入、車寄昇降等之事被 仰出、予今伝命、御沙汰書相渡了、

毛利敬親が明治天皇と対面した際に下されたのは「勅語」であり、勅書として文書化されたものであったかどうかは判然としないのである。そのあとに正親町三条実愛より手渡されたのが、次のような「御沙汰書」であり、同日記の記事と符合する。

長門 宰相

当職被 仰付度 思食二被為有候得共、所劳相扶押テ上京之儀故、先御猶予被為有候間、大事有之節被 召候者、必可有参上旨被 仰出候事、

但、以来参上之砌ハ議定職候所へ参入、且車寄昇降可有之事、

六月二日

この文書様式はまさしく「御沙汰書」のもので、同時期の勅書とは全く異なり、当然のことながら「勅語」とも明らかに区別されていたのである。

④明治元年十一月二日 有栖川宮熾仁親王宛

春來軍務委任之／処、能く衆議を容／れ、画策籌謀其／宜を得、東

比速に／平定之功を奏段、令／感賞候事、

文体は候文。写真を見る限り、料紙は切紙の形式か。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖」二に写真を取録（所蔵者・有栖川宮家）。『熾仁親王日記』十一月二日条には、「一、第十二字依 召参 朝、錦旗・節刀返上、御暇之儀相願、於小御所代 御対面、御感賞之 宸翰、御直二下賜」と記し、「宸翰之写」として全文が書き写されているように、これを受領した有栖川宮側では「宸翰」と認識していた。

⑤明治元年十一月七日 仁和寺宮嘉彰親王宛

北征軍務委任之／処、画策籌謀其／宜ヲ得、速ニ及平定候段、／令感賞候事、

文体は候文。写真を見る限り、料紙の下部に空白があるので、一見すると折紙のようにも思われるが、実際に二つ折りにすると文章の下端が裏側にはみ出すほどの字配りになっており、写真からは二つ折にした折り目も確認し難いので、あるいは折紙ではなく堅紙のまま下されたのかもしれない。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖」二に写真を取録（所蔵者・小松侯爵家）。『東伏見宮家記』十一月七日条には「御宸翰」とあるように、これを受領した仁和寺宮側では「宸翰」と認識していた。

⑥明治二年二月 毛利敬親・島津久光宛

天下ノ大義ヲ明ニシ、／朝廷ノ体裁ヲ正シ、／争乱ヲ撥シテ、之ヲ正ニ／反スハ、此レ汝ト薩藩ト／ノ力ニ之レヨル、自今而后、／社稷長計モ亦正ニ汝／両藩股肱トシテ勉ム／ベキニアリ、凡国体ヲ正シ、／強暴ニ備ヘ、公義ヲ立テ、／民安ヲ虞リ、独立不羈／ノ基ヲ成ス等ノ事件、殊ニ／汝等二問テ以テ施サントス、其レ速ニ上京、朕一人ヲ／助ケテ、以テ永ク衆庶／ト与ニ天禄ヲ保タシメン／コトヲ謀レ、宜ク此意ヲ／奉体セヨ、（毛利敬親宛）

文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。写真を見る限り、料紙は折

紙の形式。毛利敬親宛のものは、『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文(第一三三六号)と写真(図版第四七六号)を収録(所蔵者…公爵毛利元道)⁽⁶²⁾。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖 二」にも写真を収録(所蔵者…毛利公爵家)。島津久光宛のものは、毛利宛の「此レ汝ト薩藩トノ力ニ之レヨル」という文章が「此レ汝先臣贈中納言ノ遺志ヲ承ケ、国論ヲ定メ、長藩ト与ニ積年尽忠ノ所致ニ之レヨル」に、「其レ速ニ上京」という表記が「其速ニ上京」になっている。島津家側ではこれを「宸翰」としている。⁽⁶³⁾

これは、版籍奉還にあたって長州藩の毛利敬親と薩摩藩の島津久光に下されたものであり、勅使として万里小路通房が山口に、柳原前光が鹿児島に差遣された。添付された輔相三条実美の書状には、三条への勅語が記され、「朕自書ヲ以テ長門宰相中將・島津中將等ニ下ス」と書かれていた。⁽⁶⁴⁾また、柳原の日記「輒誌」明治二年二月二日条に、「就而薩摩藩江被下候勅書渡賜如左、備中檀帟、三折、宸翰也」とあるように、文書の名称は「勅書」で「宸翰」(宸翰)すなわち天皇の自筆、料紙は「備中檀紙」を三つ折にしたものであることが明記されている。

⑦明治二年四月四日 三条実美宛

(翻刻文は既出)

文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。料紙は折紙の形式。史局総裁任命勅書。既述の如く、『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文(第一三三四号)と写真(図版第四七七号)を収録(所蔵者…公爵三条公春)。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖 二」にも写真を収録(所蔵者…三条公爵家)。

⑧明治二年五月十三日 三条実美宛

朕牧伯ヲ会同シ、治ノ教ノ本ヲ建セコトヲ詢ル、然ニ廟堂ハ百万ノ幾、任用其人ヲ獲ニアリ、故ニ今謹テ

列祖ノ靈ニ告テ、公ノ選ノ法ヲ設ケ、更ニ議ノ定・参与ヲ登庸ス、
／輔相ハ躬

神靈ニ質シ、以テ之ヲ／挙用セリ、汝衆ソレ／斯意ヲ体セヨ、

文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。写真を見る限り、料紙は切紙の形式。『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文(第一三三五号)と写真(図版第四七八号)を収録(所蔵者…公爵三条公春)⁽⁶⁶⁾。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖 二」にも写真を収録(所蔵者…三条公爵家)。

⑨明治三年十二月三日 岩倉具視宛

方今之形勢前途之ノ事業、実ニ不容易義ノニ付、毛利從二位・嶋津從三位上京、朕ヲ輔翼、／大政ヲ賛成シ、兩藩一ノ致戮力、諸藩之標ノ準トナリ、大ニ皇基ヲ／助ケ候様、朕カ旨ヲ伝ヘ、／誠意貫徹候様尽力ノ可致、令委任候事、

文体は候文。写真を見る限り、料紙は折紙の形式か。毛利敬親と島津久光に対し、上京して明治天皇を輔翼すべしとの勅命を、兩名に伝達することを岩倉に委任した⁽⁶⁷⁾。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖 二」に写真(折紙を二つ折にしたまま撮影か)を収録(所蔵者…岩倉公爵家)。なお、岩倉は、毛利・島津宛⁽¹⁰⁾及び自分宛⁽⁹⁾の文書を「勅書」と表記している。⁽⁶⁸⁾

⑩明治四年正月 毛利敬親・島津久光宛

朕忝大統ヲ繼、夙夜ノ憂勤、惟恐、皇紀未ノ張、万姓未安、前途之ノ業実不容易、朕深ノ苦慮、汝敬親朕カ股肱ノ羽翼ナリ、宜朕力不逮ノヲ助、左右群臣ト同心ノ戮力、皇業ヲ賛成シ、／朕ヲシテ復古ノ成績ヲ／遂シメヨ、今大納言具視ニノ勅テ、朕カ意ヲ告、其レ／欽テ之ヲ聴ケ、(毛利敬親宛)

文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。写真を見る限り、料紙は折紙の形式。「今大納言具視ニ勅テ」に対応するのが⑨の岩倉宛宸筆勅

書。『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文(第一三三七号)と写真(図版第四七五号)を収録(所蔵者：公爵毛利元道)⁶⁹。臨時帝室編修局旧蔵「写真帖 二」にも写真を収録(所蔵者：毛利公爵家)。鳥津久光宛のものは、毛利宛の「汝敬親朕カ股肱羽翼ナリ」という表記が「汝久光朕股肱羽翼ナリ」に、「今大納言具視ニ勅テ、朕カ意ヲ告」という表記が「今大納言岩倉具視ニ勅シテ、朕カ意ヲ告ク」になっている。これは、勅使として鹿兒島と山口に差遣された岩倉具視が伝達したものである。⁷⁰

以上のことから、維新时期(王政復古政変から廢藩置県まで)における宸筆勅書の特徴を整理すると、次のように纏めることができるであろう。

宸筆勅書の宛先は、出征した有栖川宮熾仁親王・仁和寺宮嘉彰親王や静寛院宮親子内親王(和宮)らの宮(皇族)、公家出身で政府高官の三条実美・岩倉具視、有力藩である長州・薩摩兩藩の毛利敬親・島津久光らに限られる特別な文書であった。

日付・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応四〇明治元年分①～⑤の全てが候文)、明治二年以降、ほぼ漢字・片仮名交じりの漢文訓読体となる(⑨のみ候文)。文章の内容とともに、漢学的思想の影響を受けてのことであろうか。また、日本書道史においては、明治維新を契機に、公文書の書体・書風が、江戸幕府の公用書体とされる「御家流」から「唐様」へと転換したと言われているが、宸筆・宸翰については今後の検討課題であろう。

料紙の形式は、慶応四〇明治元年が切紙二件(①・④)、不明三件(②・③・⑤)、明治二～四年が切紙一件(⑧)、折紙四件(⑥・⑦・⑨・⑩)で、明治二年以降はほとんど折紙の形式となる。料紙には上質の奉書紙が使用されていると思われるが、「備中檀紙」と明記した記録(前掲、柳原前光日記「輒誌」)もあるので、宸筆勅書の用紙とその紙質

についても考察する必要がある。

ところで、史局総裁任命勅書は『太政官日誌』に掲載して公表されることはなかったが、他の宸筆勅書も同様の扱いであったと思われる。宸筆の勅書は特定の個人に宛てて下される特別な文書なのである。一方、明治二年九月二十六日に出された、三条と岩倉を復古功臣として賞賜する「詔」は、『太政官日誌』明治二年第百二号に掲載された。個人に対する内容の「詔勅」でも、「詔」の方は『太政官日誌』に掲載して公表されたのである。

おわりに

本稿で取り上げた史局総裁任命勅書の文書名については、明治太政官文書研究の立場からすれば、これまで近代日本史学史の分野で言われてきた明治天皇宸筆(宸翰)の「御沙汰書」(修史御沙汰書)ではなく、「明治天皇宸筆勅書」とすべきではないかと考える。すでに述べてきたように、同時期の公文書様式と比較しても、史局総裁任命勅書の様式は明らかに「御沙汰書」のそれではなく、後年の政府記録部局による法令編纂事業の中でも、同じ「詔勅」と分類された文書ではあったが、「勅書」と「御沙汰書」は明確に区別されていたのである。ただし、古代・中世・近世の「宸翰」を通時的に見た歴史学者の立場からは、近世の「御沙汰書」系統の文書様式に位置付けられるものと判断され、史局総裁任命勅書なども「宸筆(宸翰)御沙汰書」という文書名が付与された。これも一つの学問的な見識として尊重すべきであり、従来の「宸筆(宸翰)御沙汰書」という名称を誤りであるとして完全に排除する立場を取るつもりはない。

現在の幕末維新政治史研究においても、「勅書」や「御沙汰書」といった文書名が、とくに学問的な裏付けもなく、個々の研究者によって慣用

的に使用され続けている。そうした中で、大久保利謙の先駆的な研究が、草創期の新政府が発給した文書の主要な様式を「御沙汰書形式の新政府文書」とし、それがほぼ幕末期の朝廷文書様式の踏襲であると指摘して以来、この分野の研究はほとんど進展していない。

幕末維新期における「勅書」や「御沙汰書」などの朝廷・維新政府文書の古文書学的研究は、依然として大きな課題であり、史局総裁任命勅書は、明治太政官文書研究にとっても重要な史料となる。維新期における明治天皇宸筆勅書は、下賜の対象が、有栖川宮や三条・岩倉といった一部の皇族・政府高官、有力藩である長州・薩摩両藩に限られた特別な文書であった。そうした政治的な意味が強く希少な文書様式であったという点からも、修史事業の草創期に宸筆勅書によって三条を史局の総裁に任命することの重要性がより際立つのである。

また、従来の史学史研究においては、根拠が不確実なまま史局総裁任命勅書の起草者や修正者を推定し、それを前提として議論が進められてきたという問題もある。これからは、明治太政官文書研究の分野はもちろん、あらゆる方面からの史局総裁任命勅書に関する研究を深化させ、この文書を持つ政治的な意味・機能、さらには後世における意義付け・解釈の変遷などを解明し、史学史上の理解についても再検討していく必要があるだろう。⁽⁷⁴⁾ 今後の研究に期待したい。

註

- (1) 国立公文書館所蔵「公文録」明治元年第四十七卷（請求番号：公00047100）、「太政類典」第一編第十九卷（請求番号：太00019100）・第一編第四十二卷（請求番号：太00042100）、「太政類典草稿」第一編第四十二卷（請求番号：太草00021100）・第一編第四十四卷（請求番号：太草00045100）所収の弁事宛学校伺書による。「太政類典」第一編第四

十二巻及び「太政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記には「両学校」とあり、これは昌平学校と開成学校（開成所）のことと思われるが、冒頭の表題では「学校」とのみ表記され、伺書の提出者は、昌平・開成両学校であったのか、文教行政機関である学校であったのか判然としない。教育機関の昌平・開成両学校と文教行政機関の学校とは表裏一体の関係であったのかもしれないが、本稿では伺書の提出者を後者の学校と考えておくこととしたい（あるいは、昌平学校が学校を兼ねていた可能性もあるか）。また、「公文録」及び「太政類典」所収の伺書は、いずれも二月付で日の記載を欠く。秋元信英「明治初年の修史・教科書・国学者」（國學院大學北海道短期大学部紀要）第二九巻、二〇一二年三月）は二月十日付としているが、根拠を明記していない。

- (2) 「太政類典」第一編第二十三巻（請求番号：太00023100）及び「太政類典草稿」第一編第二十八巻（請求番号：太草00029100）は、「大学起源」を典拠として、史料編修（輯）国史校正局の開設日を三月二十二日としている。「太政類典」第一編第百十八巻（請求番号：太0018100）及び「太政類典草稿」第一編第百二十七巻（請求番号：太草00128100）の「大学起原（源）」も、元和学所での「史料編修国史校正」の開始を三月二十二日とするが、三月二十日説も「表」を典拠として註記している。この「表」とは、記録課編「職官表」（山中市兵衛・村上勘兵衛・北畠茂兵衛、一八七三年一月）のことと思われ、同書には「廿日／開史料編輯国史校正局於元和学所」（三九丁才）と記されている。本稿では前掲「職官表」に依拠して三月二十日説を採った。なお、組織・職務の名称も史料によって異同があるが、本稿ではこの「職官表」に基づき、通説通りの「史料編輯国史校正局」という表記を採用した。

- (3) 例えば、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史四』（東京大学、一九八七年三月）第十九章「史料編纂所」、東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所史料集』（東京大学史料編纂所、二〇〇一年一月）などで取り上げられている。

- (4) 太田晶二郎「史料編纂所一百年記念日講演」（『東京大学史料編纂所

- 報』第四号、一九七〇年三月、三・七頁、のち同『太田晶二郎著作集』第三冊、吉川弘文館、一九九二年三月、に収録。
- (5) 東京大学史料編纂所(二〇一九年四月)、二頁。
- (6) 小沢栄一『近代日本史学史の研究 明治編』(吉川弘文館、一九六八年二月)、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成立』(吉川弘文館、一九八八年一〇月)、及び後掲の諸研究を参照。
- (7) 請求記号・六六七一一。
- (8) 遠藤慶太『六国史―日本書紀に始まる古代の「正史」』中公新書(中央公論新社、二〇一六年二月)は、史局総裁任命勅書の平易な現代語訳を掲げ、六国史を継承した近代修史事業の開始についても論及している。なお、同書は史局総裁任命勅書を「宸翰沙汰書」と称している(二一五―二一六頁)。
- (9) 史局総裁任命勅書に関する専論としては、篠田孝一『明治二年修史御沙汰書の成立経緯』(所功先生還暦記念会編『國書・逸文の研究』所功先生還暦記念会、二〇〇一年一月)がある。
- (10) 東京大学史料編纂所(二〇〇一年一月)。「明治天皇宸翰御沙汰書」の解説は近藤成一執筆(二三九頁)。同書には、宮地正人「史料編纂所の組織と編纂事業の歩み」も収録。
- (11) 請求記号・台紙付写真・七四〇―八五五五。撮影史料の原蔵者・三条公輝。
- (12) 請求記号・〇一七〇―一五―三八六五。収載された撮影史料の原蔵者・三条公輝。
- (13) 東京大学史料編纂所所蔵、請求記号・〇一七〇―一九。他に網文のみを集めた「史料編纂始末綱文」(請求記号・〇一七〇―一八)もある。
- (14) 史局総裁任命勅書が収録されているのは、本篇第二冊(紀元二千六百年奉祝会、一九四四年一月、六七四頁)と図版坤(図版第四七七号)である。
- (15) 前掲『東京大学史料編纂所史料集』第一章第一節の解説(宮地正人執筆)では「四月四日には東京に到着した明治天皇より国史編修のため総裁に任ずる旨の宸翰が三条実美に発せられる」(一頁)と、前掲、宮地「史料編纂所の組織と編纂事業の歩み」では「明治天皇は明治二年(二八六九)三月、前年九月にひきつづき第二回目の東京行幸を行うが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史八万世不朽ノ大典」だとして、史局の総裁に任ずる旨の宸翰を下した」(一八八頁)と、宮地正人「史料編纂所の歴史とその課題」(東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』山川出版社、二〇〇三年七月)では「同年四月の三条実美にあてた明治天皇の宸翰」(二六一頁)と記述している。
- (16) 内閣記録局(一九九一年三月)、一―二頁。
- (17) 拙稿「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」(佐藤雄基編『アジア遊学二四八 明治が歴史になったとき 史学史としての大久保利謙』勉誠出版、二〇二〇年五月)、参照。
- (18) 明治二年四月四日「御沙汰書写」(『太政官日誌』明治二年第三十九号)。
- (19) 以下、『宸翰英華』の編纂については、日本学士院八十年史編纂委員会編『日本学士院八十年史』(日本学士院、一九六二年三月) 本史第二編第二章第六節第十一「『宸翰英華』の編纂」(六一九―六三〇頁)、及び本史第三編第四章第四節第一「皇室制度の歴史的研究と『宸翰英華』の編纂」(八一―八四頁)、参照。
- (20) 前掲『宸翰英華』本篇第二冊所収「宸翰英華編纂出版事業経過概要」による。
- (21) 坂本太郎『日本の修史と史学』日本歴史新書(至文堂、一九五八年一月、二三四頁、増補版・一九六六年一月、のち『坂本太郎著作集 第五巻 修史と史学』吉川弘文館、一九八九年二月、に収録)。なお、同『日本の修史と史学 歴史書の歴史』(講談社学術文庫)として文庫化(講談社、二〇二〇年八月)。
- (22) 近世の「御沙汰書」が、幕末維新期以降、狭義の文書様式として確立していく過程などは、今後の研究課題である。
- (23) 請求記号・台紙付写真・八一四―一―二五七、書名「賜修史局総裁三条実美勅語御案 秋月種樹筆」、撮影史料の原蔵者・森克己。
- (24) 前掲、太田「史料編纂所一百年記念日講演」、七頁。

- (25) 森克己『森克己著作選集 第五卷 史苑逍遙』(国書刊行会、一九七六年四月)、四二八～四二九頁。
- (26) 前掲、小沢『近代日本史学史の研究 明治編』、三四〇～三四一頁。
- (27) フランシヌ・エライユ著／三保元訳『貴族たち、官僚たち―日本古代史断章―』(平凡社、一九九七年六月)、二二五～二二六頁。
- (28) 前掲、篠田『明治二年修史御沙汰書の成立経緯』、二二六～二二九頁。
- (29) 坂口太郎『大正・昭和戦前期における徳富蘇峰と平泉澄―その史学史的考察―』第一九回松本清張研究奨励事業研究報告書(北九州市立松本清張記念館、二〇一九年三月)、六〇・六五～六六頁。
- (30) マーガレット・メーは、秋月を起草者とすることに疑問を呈している(マーガレット・メー著／千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家―一九世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』(東京大学出版会、二〇一七年一月、二二頁)。
- (31) その用例は、例えば、史料編纂所蔵『復古記原史料』にある「任免状(案)(慶応四年)」(請求記号:復古記原史料三/五-四-一-一/二二)などに見ることができる。
- (32) 佐々木克・藤井讓治・三澤純・谷川穰編『岩倉具視関係史料』上・下巻(思文閣出版、二〇一二年二月)で翻刻されている。
- (33) 秋月種樹の履歴は、国立公文書館所蔵「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書」(請求番号:職00149100・件名番号:092)、東京大学史料編纂所蔵「百官履歴」(請求記号:四一四三-一五四-一三)による。
- (34) 前掲、森『史苑逍遙』、四二八～四二九頁。
- (35) 小西四郎『文部省維新史料編纂会・文部省維新史料編纂事務局小史』(大久保利謙・小西四郎執筆『維新史』と維新史料編纂会)維新史復刻版別冊、吉川弘文館、一九八三年七月、五〇頁。
- (36) 国立公文書館所蔵「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書」(請求番号:職00149100・件名番号:035)。
- (37) 請求記号:松岡時敏関係文書-三(追加分)-二二二。なお、所蔵史料目録データベースでは、作成時期を明治二年五月としているが、四月四日以前とすべきであろう。
- (38) 国立公文書館所蔵「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書 転免病死ノ部」(請求番号:職00149100・件名番号:078)。
- (39) 東京大学史料編纂所蔵「百官履歴」(請求記号:四一四三-一五四-一四)。
- (40) 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集4 明治維新と教育』吉川弘文館、一九八七年一〇月)四「東京新政府の大学構想」、一八八頁。大久保は、山内が学校取調兼勤となったのが十一月二日で、松岡が昌平学校掛となったのが十一月十八日であるから、先に学校取調兼勤となった山内が後から松岡を召致したのであると解釈しているが、実際には松岡も十一月二日に学校取調御用掛となっており、山内と松岡が学校取調を命じられたのは同日である。
- (41) 前掲「太政類典」第一編第十九巻・「太政類典草稿」第一編第二十一巻が、二月付の弁事宛学校伺書について「稟候ノ件取調員ハ学校権判事松岡七助ニシテ」という註釈を付している。
- (42) 前掲、秋元『明治初年の修史・教科書・国学者』は、国立公文書館所蔵内閣文庫本「文部省記」(請求番号:一六六-〇〇三三)所収の史局総裁任命勅書では「華夷内外」の文言が「国体内外」となっていることについて「事情は不明」としているが(二二頁)、「松岡時敏関係文書」にある本草稿の系統であったことが確認できる。
- (43) 維新政府の文政行政における山内と松岡に関しては、前掲『明治維新と教育』四「東京新政府の大学構想」、参照。
- (44) 東京大学史料編纂所蔵「御宸翰之御写 三月」(請求記号:復古記原史料-二-七-三三)。なお、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「写真帖 九」(識別番号:三三三六五)に、木戸孝允筆の「御宸翰按」(侯爵大隈信常所蔵)の写真が収録されている(書陵部所蔵資料目録・画像公開システム)で閲覧。
- (45) 前掲、拙稿「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」、五四頁。
- (46) 明治二年正月四日「勅書之写」(『太政官日誌』明治二年第一号)。
- (47) 明治二年六月四日「鍋島中納言へ勅書写」(『太政官日誌』明治二年第

六十三号)。

- (48) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「写真帖 二」(識別番号…三二三五八)の註記による。「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で閲覧。「写真帖 二」については、以下も同様。
- (49) この鍋島直正宛勅書の原本は、公益財団法人鍋島報効会徴古館所蔵の明治二年六月四日付「蝦夷开拓督務勅書」。「徴古館収蔵品データベース」で画像を閲覧。
- (50) 太政官編『復古記』第一冊(内外書籍、一九三〇年一〇月)、二三〇―二三六頁。このときの「宸翰」は三つ折であった。三上昭美「新政府の成立と公文書」(『日本古文書学講座 第九卷 近代編I』雄山閣出版、一九七九年一二月)、一八―二二頁、参照。
- (51) 前掲「写真帖 二」作成時の所蔵者は有栖川宮家。
- (52) 「有栖川宮日記」安政六年三月三十日条(宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』第三、平安神宮、第二版、一九八一年三月、二三四―二三五頁)、是澤恭三「明治天皇と大正天皇の宸翰」(『墨美』第一二八号、一九六三年六月)、三頁、参照。
- (53) 「有栖川宮家記」慶応四年二月十五日条(『復古記』第二冊、三六四頁)。
- (54) 前掲『法規分類大全第一編 政体門三 詔勅式』、五七頁。
- (55) 本篇第二冊、六七三頁。
- (56) 第五冊、六六六頁。第十冊、二五二頁。
- (57) 第六冊、九六頁。『復古記』は「毛利敬親事蹟」と「毛利元徳家記」より引用。
- (58) 大塚武松編『嵯峨実愛日記 第二』(日本史籍協会、一九三〇年九月)、三〇〇―三〇二頁。
- (59) 『復古記』第六冊、九六頁。
- (60) 『熾仁親王日記 卷一』(高松宮家、一九三五年一月)、一五三―一五五頁。
- (61) 『復古記』第八冊、六九八頁。第一四冊、三七二頁。
- (62) 本篇第二冊、六七五―六七六頁。図版坤、図版第四七六号。
- (63) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料 五』(鹿児島県、一九九六年一月)、六二三頁。
- (64) 前掲『玉里島津家史料 五』、六二三―六二四頁。
- (65) 東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本」明治二年一月三十日条(請求記号…〇一七〇一五―三八一五)所収。
- (66) 本篇第二冊、六七五頁。図版坤、図版第四七八号。
- (67) 多田好問編『岩倉公実記 下巻』(皇后宮職、一九〇六年九月)、八六二―八六三頁。
- (68) 前掲『岩倉公実記 下巻』、八六四―八六五頁。
- (69) 本篇第二冊、六七七頁。図版坤、図版第四七五号。
- (70) 島津公爵家編輯所編『島津久光公実紀 卷七』(島津公爵家編輯所、一九一〇年二月)、二二丁ウ―二四丁オ。
- (71) 伊木寿一「日本書道の変遷」(国史研究会編『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三五年二月、のち寶月圭吾・高橋正彦編『日本古文書学論集1 総論1 日本古文書学の展開』吉川弘文館、一九八六年一月、に収録)、近藤高史「明治書道史夜話」(芸術新聞社、一九九一年一月)、青山由起子「江戸時代における「御家流」と「唐様」―「書体」というメディアの情報伝達―」(『表現文化研究』第一巻第二号、二〇〇二年三月)、同「明治維新における公文書書体の転換―藩士が見た「布達」類の書体と記録した「控」類の書体―」(『書学書道史研究』二〇〇五巻第一五号、二〇〇五年九月)、同「明治維新における公文書書体の転換とそのメカニズム―視覚メディアとしての公文書書体―」(博士論文、神戸大学総合人間科学研究科、二〇〇五年一二月)、参照。
- (72) 「文書から見た幕末明治初期の政治―明治文書学への試論―」(『史苑』第二一巻第二号、一九六〇年二月)、のち「大久保利謙歴史著作集1 明治維新の政治過程」吉川弘文館、一九八六年二月、に収録。大久保の近代文書論については、前掲の拙稿「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」、参照。
- (73) 文久期には、発給者である朝廷側と受領者側を巻き込み、当該文書が「勅書」か「御沙汰書」か、その取り扱いをめぐって争論も起きていた

(安部玄将「文久期伊勢神宮の動向―朝廷との関係を中心に―」第四九回明治維新史学会大会報告、於：京都橘大学、二〇一九年六月九日)。

(74) 例えば、前掲、秋元「明治初年の修史・教科書・国学者」は、明治二年の修史事業をめぐる政治過程には、当時の大学における紛争と連動しながら、幕府の和学所による「埴史料」編纂の継続か、あるいは漢文による新たな国史編修の開始かという二つの方向性が存在し、一旦は旧和学所事業の継承に傾いたが、同年四月四日の史局総裁任命勅書の下賜が転機となって、漢文修史の方針が優勢になったとする注目すべき見解を述べている(八〇二四頁)。ただし、同論文は、史局総裁任命勅書の起草者ととくに推定することはせず、「この宸翰のかくれた起草者」(一三頁)と表現しているだけである。

[付記] 本研究は、二〇一八年度鹿島学術振興財団研究助成「明治太政官の官員旧蔵文書群に含まれる政府関係文書の史料学的研究」、及びJSPS科研費(DP19H01303)「明治太政官文書を対象とした分散所在史料群の復元的考察に基づく幕末維新史料学の構築」の助成を受けたものです。また、本報告に関係する史料・文献について貴重な情報をご教示頂いた坂口太郎氏・白石烈氏・山口和夫氏にも感謝申し上げます。

脩史萬世不朽

大典

祖宗盛舉也

三代實錄以後

絕續續宣大

闕典非今七

鎮倉已降武門

專權赫萃

除政務振興

故史局明

祖宗芳躅繼

大文教天下

施之欲之總之裁之

職之任之須之速之君

臣之名之分之頤之正之

萃之美之內之外之繼之

明之以之天下之綱之

常之扶之植之官之

